

お手続き方法のご案内・注意点

お手続き前に下記ご案内・注意点をご確認のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

Webでのお手続きの場合



東芝保険サービスとお客さまをつなぐwebサービス「TISCOT」をご利用ください。



東芝保険 検索 <https://www.toshiba.co.jp/tisco/>

ご自宅のパソコンやスマホでご利用の場合、初回のみ利用登録が必要です。利用登録に必要な仮IDは、毎年9月の一斉案内資料に同封してご案内しております。仮IDが不明な場合はお問い合わせください。

お電話でのお手続きの場合

一斉案内期間中

令和5年9月1日～9月29日 ➡

通話料無料

0120-34-1048

(外線:044-578-1053)

上記期間以外はこちら(土日・祝日・弊社休業日を除く、9:00～17:00)

0120-1048-11 (外線:044-578-1042) (ガイダンスに従い「*」→「2」)

FAX番号 ▶ 0120-402-089

その他ご意見・ご要望 ▶ 東芝保険サービス株式会社 お客様相談室 **0120-994-899**



東芝保険サービス(株)の窓口でのお手続きの場合

東芝保険サービス株式会社の各営業担当者または各事業所に常駐している東芝保険サービスの保険相談センターでもお手続きできます。

保険金請求に関するご連絡・お問い合わせは

せいかつ・せいめい119番

(東芝保険サービス
専用フリーコール)

0120-25-8892

(通話料無料)

受付時間 9:00～17:00
(土日・祝日・弊社休業日を除く)

取扱時間以外にお電話いただいた場合、三井住友海上事故受付センター(保険金請求受付)へ転送いたします。

東芝保険サービスHPからも保険金請求に関するご連絡、お問い合わせができます。(受付時間/24時間)

<https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/contact.htm>



TOSHIBA

令和6年版

東芝保険制度

せいめい(生命)保障プラン

本保険の正式名称:「団体定期保険(こども特約・年金払特約付)」



保険期間 **令和6年1月1日～令和6年12月31日**

継続可能年齢について

本保険は令和6年1月1日の更新日時時点で満75歳6か月超となる場合、継続ができない団体定期保険です。終身保険ではありません。本人が脱退となる場合、配偶者・子供も年齢にかかわらず脱退となります。

保険金額の自動減額について

現在加入中の保険金額が、保険年齢に応じた継続できる保険金額を上回り、減額のお申込みがない場合は、更新時に保険年齢に応じた継続できる保険金額へ自動的に減額となります。(詳細はP1をご覧ください。)

～ご継続に際して必ずお読みください～

株式会社 東芝

このパンフレットは、当保険制度に加入中に退職された方へ、契約継続のお取扱いについてご案内させていただいております。
本ページ以降に記載の取扱内容を熟読されたうえで、お手続きください。

このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者である株式会社東芝に配付されています。

【意向確認のお願い】ご継続の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択されている保険金額・保険料、およびその他の商品内容をご意向に沿った内容となっていますか？

申込み手続きについて

加入内容に変更がない場合、お手続きは不要です。ただし、継続可能限度を超えて継続できません。
また、減額のお申込みがない場合でも、更新時に保険年齢に応じた継続できる保険金額へ自動的に減額となります。

減額および脱退は毎年1回のみのお取扱いとなりますのでご注意ください。

保険料のお払込方法について

登録いただいている指定口座より、年間保険料が自動引落としとなります。通帳には「JC トウシバホケンサービ」と印字されます。
令和6年3月末日までに引落としができない場合、令和6年1月1日に遡り、本制度から脱退となります。

保険料引落日 令和5年12月27日(水)

継続できる保険金額の制限 (年齢は更新日時時点の満年齢) ご継続いただける保険金額の上限は保険年齢により異なります。

 本人		本人年齢		
	年齢	満14歳6か月超～満65歳6か月以下	満65歳6か月超～満75歳6か月以下	満75歳6か月超～
		[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 5,000万円	[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 500万円	脱退
 配偶者		本人年齢		
配偶者年齢	年齢	満14歳6か月超～満65歳6か月以下	満65歳6か月超～満75歳6か月以下	満75歳6か月超～
		[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 1,000万円	[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 100万円	脱退 (本人脱退の為)
		脱退	脱退	
 子供		本人年齢		
子供年齢	年齢	満14歳6か月超～満75歳6か月以下		満75歳6か月超～
		[新規加入] 不可 [増額] 不可 [保険金額上限] 300万円	本人退職時の加入金額 以下で継続加入可能	脱退 (本人脱退の為)
		脱退		

【注意事項】 ■ 配偶者・子供のみの継続はできません(本人の継続が条件です)。
■ 配偶者の保険金額は、本人の保険金額以下で選択してください。
■ 現在加入中の保険金額が、下記年齢に応じた継続できる保険金額を上回り、「加入・変更申込書兼告知書」で減額のお申込みがない場合は、更新時に年齢に応じた継続できる保険金額へ自動的に減額となります。
年齢に応じた継続できる保険金額 本人が満65歳6か月超…… [本人] 500万円 [配偶者] 100万円
※配偶者の保険金額は配偶者の年齢にかかわらず上記の保険金額となります。

制度内容

保険金額と年間保険料表 【ご注意】記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料です。

保障金額	死亡保険金額または 高度障害保険金額		本人									
			500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円
保険料（年齢）	15～35歳	男性	4,015円	8,031円	12,047円	16,063円	20,079円	24,094円	28,110円	32,126円	36,142円	40,158円
	S63.7.2～H21.7.1生	女性	2,619円	5,238円	7,857円	10,476円	13,095円	15,714円	18,333円	20,952円	23,571円	26,190円
	36～40歳	男性	5,063円	10,126円	15,190円	20,253円	25,317円	30,380円	35,443円	40,507円	45,570円	50,634円
	S58.7.2～S63.7.1生	女性	4,306円	8,613円	12,920円	17,227円	21,534円	25,840円	30,147円	34,454円	38,761円	43,068円
	41～45歳	男性	6,809円	13,618円	20,428円	27,237円	34,047円	40,856円	47,665円	54,475円	61,284円	68,094円
	S53.7.2～S58.7.1生	女性	5,238円	10,476円	15,714円	20,952円	26,190円	31,428円	36,666円	41,904円	47,142円	52,380円
	46～50歳	男性	9,719円	19,438円	29,158円	38,877円	48,597円	58,316円	68,035円	77,755円	87,474円	97,194円
	S48.7.2～S53.7.1生	女性	7,333円	14,666円	21,999円	29,332円	36,666円	43,999円	51,332円	58,665円	65,998円	73,332円
	51～55歳	男性	14,084円	28,168円	42,253円	56,337円	70,422円	84,506円	98,590円	112,675円	126,759円	140,844円
	S43.7.2～S48.7.1生	女性	9,894円	19,788円	29,682円	39,576円	49,470円	59,364円	69,258円	79,152円	89,046円	98,940円
	56～60歳	男性	20,253円	40,507円	60,760円	81,014円	101,268円	121,521円	141,775円	162,028円	182,282円	202,536円
	S38.7.2～S43.7.1生	女性	12,513円	25,026円	37,539円	50,052円	62,565円	75,078円	87,591円	100,104円	112,617円	125,130円
	61～65歳	男性	30,962円	61,924円	92,887円	123,849円	154,812円	185,774円	216,736円	247,699円	278,661円	309,624円
	S33.7.2～S38.7.1生	女性	16,528円	33,057円	49,586円	66,115円	82,644円	99,172円	115,701円	132,230円	148,759円	165,288円
	66～70歳	男性	45,803円									
	S28.7.2～S33.7.1生	女性	22,232円									
71歳	男性	59,887円										
S27.7.2～S28.7.1生	女性	29,449円										
72歳	男性	66,289円										
S26.7.2～S27.7.1生	女性	32,766円										
73歳	男性	73,623円										
S25.7.2～S26.7.1生	女性	36,666円										
74歳	男性	82,178円										
S24.7.2～S25.7.1生	女性	41,031円										
75歳	男性	92,305円										
S23.7.2～S24.7.1生	女性	45,687円										

保障金額	死亡保険金額または 高度障害保険金額		配偶者（※1、2）				
			100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円
保険料（年齢）	満18～35歳	男性	803円	1,606円	2,409円	4,015円	8,031円
	S63.7.2～H18.1.1生	女性	523円	1,047円	1,571円	2,619円	5,238円
	36～40歳	男性	1,012円	2,025円	3,038円	5,063円	10,126円
	S58.7.2～S63.7.1生	女性	861円	1,722円	2,584円	4,306円	8,613円
	41～45歳	男性	1,361円	2,723円	4,085円	6,809円	13,618円
	S53.7.2～S58.7.1生	女性	1,047円	2,095円	3,142円	5,238円	10,476円
	46～50歳	男性	1,943円	3,887円	5,831円	9,719円	19,438円
	S48.7.2～S53.7.1生	女性	1,466円	2,933円	4,399円	7,333円	14,666円
	51～55歳	男性	2,816円	5,633円	8,450円	14,084円	28,168円
	S43.7.2～S48.7.1生	女性	1,978円	3,957円	5,936円	9,894円	19,788円
	56～60歳	男性	4,050円	8,101円	12,152円	20,253円	40,507円
	S38.7.2～S43.7.1生	女性	2,502円	5,005円	7,507円	12,513円	25,026円
	61～65歳	男性	6,192円	12,384円	18,577円	30,962円	61,924円
	S33.7.2～S38.7.1生	女性	3,305円	6,611円	9,917円	16,528円	33,057円
	66～70歳	男性	9,160円	18,321円	27,482円	45,803円	91,606円
	S28.7.2～S33.7.1生	女性	4,446円	8,892円	13,339円	22,232円	44,464円
	71歳	男性	11,977円	23,955円	35,932円	59,887円	119,775円
	S27.7.2～S28.7.1生	女性	5,889円	11,779円	17,669円	29,449円	58,898円
	72歳	男性	13,257円	26,515円	39,773円	66,289円	132,579円
	S26.7.2～S27.7.1生	女性	6,553円	13,106円	19,659円	32,766円	65,533円
	73歳	男性	14,724円	29,449円	44,173円	73,623円	147,246円
	S25.7.2～S26.7.1生	女性	7,333円	14,666円	21,999円	36,666円	73,332円
	74歳	男性	16,435円	32,871円	49,307円	82,178円	164,356円
	S24.7.2～S25.7.1生	女性	8,206円	16,412円	24,618円	41,031円	82,062円
	75歳	男性	18,461円	36,922円	55,383円	92,305円	184,610円
	S23.7.2～S24.7.1生	女性	9,137円	18,274円	27,412円	45,687円	91,374円

■記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は令和6年1月1日(更新日)時点の満年齢で計算し、1年未満の端数は6か月以下を切り捨て、6か月超を切り上げます。

(※1) 配偶者は本人年齢により、ご継続いただける保険金額が異なります。詳しくはP1「継続できる保険金額の制限」をご覧ください。
(※2) 本人の保険金額以下で選択してください。
(※3) 子供を継続させる場合は、継続資格を満たす子供全員について同一保険金額でご継続ください。
(※4) 保険料は毎年の更新時に見直され、変更されることがあります。

上記に該当しない保険金額の方は別途東芝保険サービス(株)までお問い合わせください。

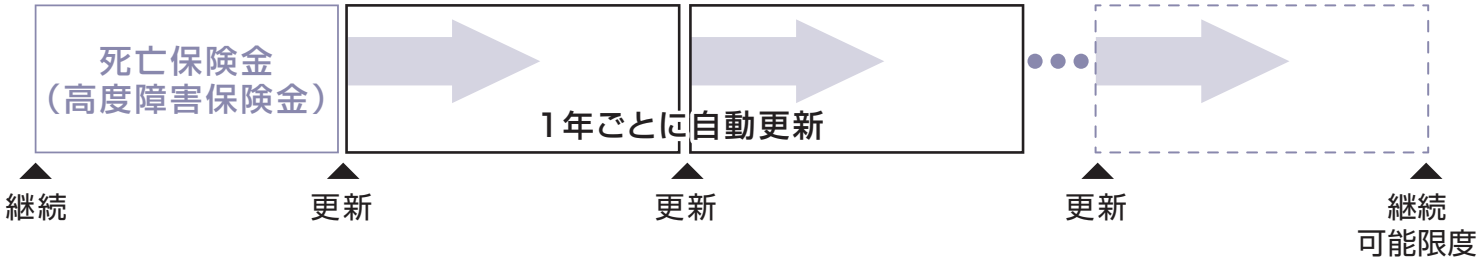
保険の名称

団体定期保険
特約：団体定期保険こども特約、団体定期保険年金払特約

保険の特徴としくみ

- 死亡や所定の高度障害状態の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新により以下の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



継続資格

- 在職中より、継続して「せいめい(生命)保障プラン」に加入されている、本人・本人の戸籍上の配偶者・本人が扶養している子供。
 - 令和6年1月1日(更新日)時点で、以下に該当する方は継続できません。
 - 本人・配偶者 満75歳6か月超(昭和23年7月1日以前に出生)の方
 - 子 供 満22歳6か月超(平成13年7月1日以前に出生)の方
- (注1) 支払事由に該当されていても、継続資格のない方には保険金は支払われません。
継続後に継続対象者でなくなった場合には、東芝保険サービス(株)までご連絡ください。
- (注2) 配偶者・子供のための継続はできません(本人の継続が条件です)。
- (注3) 子供を継続させる場合は、継続資格を満たす子供全員について同一保険金額でご継続ください。

責任開始日・保険期間

責任開始日	加入・増額時の責任開始日
保険期間	令和6年1月1日～令和6年12月31日 原則、毎年自動的に更新されます。
継続可能限度	以下の年齢を迎えた保険期間の最終日 ■ 本人・配偶者 満75歳6か月 ■ 子供 満22歳6か月 (注)脱退事由(P4の「制度からの脱退等」参照)に該当した場合は継続できません。

保険料について

- **保険料表に記載の本人・配偶者の保険料は概算保険料(年額)です。確定保険料は申込書提出締切後に算出し、ご指定口座より自動引落としとなります。子供の保険料は確定保険料(年額)で一人あたりの金額です。**
- 保険料は毎年更新時に見直されます。
- **保険料は、将来、制度の改定等によっても変わることがあります。**

保障内容(支払事由)

保険金は**いずれも保険期間中(責任開始日以後)に支払事由に該当した場合に支払われます。**
実際のお支払いは、保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

(注1) 保険金が支払われない場合は、ご注意ください。1.「保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

(注2) 保険金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

死亡保険金	死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態(P4の 別表 参照)になった場合

【ご注意】「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。

制度からの脱退等

- **年に一度更新時のみ、お申出により制度から脱退することができます。**
(注)制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。一度脱退されると改めて加入できません。
- 次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。

■ 本人	死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合など
■ 配偶者	死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合など
■ 子 供	死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人との扶養関係がなくなった場合 ^(※) など

(※)更新日時時点で被保険者としての資格がある子供は、その更新日を含む保険期間中は継続できます。
- 死亡・高度障害状態の場合で、返金する保険料がある場合は、後日、東芝保険サービス(株)から返金します。
- 加入できる方は日本国内に生活拠点を置く方に限ります。加入後に日本国外に生活拠点を移される場合(海外駐在・留学等一時的滞在は除きます。)は脱退いただきますので、速やかにお申し出ください。

以下のような状況となった場合には、加入者の方の直接のご了解がなくとも、強制的に脱退いただく場合がありますので、ご了承ください。

- ・住所不明で手続き書類が届かず、考えられる手段を講じたにもかかわらず、連絡先が不明となった場合
- ・保険料の引き落としができず、ご通知した期限までに保険料の払い込みがなかった場合
- 等

保険金の年金受取

保険金支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金は、一時金(一括受取)に代えて「年金」での受取が可能です(子供の保険金は年金での受取はできません)。

(注)このお取扱いは、**保険金の受取方法**に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限^(※)があります。また、今後取扱内容が変更されたり、お取扱い自体がなくなる場合があります。

(※)一定の制限については、別途、保険金のご請求時にご案内いたします。

別表	高度障害状態 【公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。】
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
《備考》	
I. 眼の障害(視力障害)	
(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きよう正視力について測定します。	
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。	
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。	
II. 言語またはそしゃくの障害	
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。	
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合	
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合	
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合	
(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。	
III. 常に介護を要するもの	
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	
IV. 上・下肢の障害	
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。	

受取人

	受取人	
被保険者	死亡保険金	高度障害保険金
本人	被保険者が指定した方 (被保険者ご自身以外)	被保険者ご自身
配偶者		
子供	本人(主たる被保険者)	

(注1)原則、友人・知人等の第三者(親族以外の方)を死亡保険金受取人とすることはできません。
(注2)特段指定がない場合、本人・配偶者の死亡保険金受取人は約款に定める順位(下表参照)の高い方になります。
(注3)遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。
- 死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位(下表参照)の高い方になります。
- 受取人を2名以上ご指定された場合でも、ご請求の際は代表受取人を1名定め、他の受取人からの委任を受けてその代表者からご請求いただき、代表受取人1名に全額をお支払いします。また受取人全員分の印鑑証明書などをご提出いただきます。

【約款に定める順位】

第一順位	被保険者の戸籍上の配偶者		第二順位	被保険者の戸籍上の子(子が死亡している場合には、その直系卑属)	
第三順位	被保険者の父母	第四順位	被保険者の祖父母		第五順位 被保険者の兄弟姉妹

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0(ゼロ)となる可能性もあります。**
- 保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。
- 当該保険期間(令和6年1月1日～令和6年12月31日)の配当金は、令和7年3月頃、事前に『配当金通知書』を送付したうえで、登録いただいた預金口座にお振込みいたします。

主な税法上の取扱い(この保険について想定される一般的なお取扱いです)

- 保険料**
本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。(対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。)(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
- 死亡保険金**
 - ◇本人の死亡によって相続人が受取る保険金(保険料を本人が負担していたもの)は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。(相続税法第3条・第12条)
 - ◇配偶者・子供の死亡によって本人(主たる被保険者)が受取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。(所得税法第34条、所得税基本通達34-1)
- 高度障害保険金**
非課税となります。(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)
- 死亡保険金を年金で受取る場合**
死亡保険金を受取った後、保険金額の全部または一部を年金基金に充当します。
死亡保険金は相続税または所得税(一時所得)等の課税対象となります。(相続税法第3条・第12条、所得税法第34条、所得税法施行令第183条、所得税基本通達34-1)
その後受取る年金は、雑所得として所得税の課税対象となります。(所得税法第35条、所得税法施行令第183条、所得税基本通達35-1)

(注)税務のお取扱いについては、令和5年5月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。
変更された場合には変更後のお取扱いが適用されますのでご注意ください。
詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

引受保険会社 (令和5年5月1日時点)

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。
引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

〔引受保険会社(引受割合)〕

第一生命保険株式会社(50.1%)〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)
日本生命保険相互会社(33.6%)、大樹生命保険株式会社(11.5%)、明治安田生命保険相互会社(1.6%)、
SOMPOひまわり生命保険株式会社(1.0%)、三井住友海上あいおい生命保険株式会社(1.0%)、
住友生命保険相互会社(0.5%)、東京海上日動あんしん生命保険株式会社(0.5%)、富国生命保険相互会社(0.2%)

----- ここまでが制度内容となります -----

ご注意ください

継続に際して特に注意いただきたい事項を記載しています。

必ず内容を確認・了承のうえ、継続ください。

(注)増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

1. 保険金をお支払いできない場合

(注)増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

■「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合

■約款に定める免責事由に該当した場合

死亡保険金・高度障害保険金

- ◇加入日から起算して1年以内に自殺したとき(※1)
- ◇保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(主契約のみ)
- ◇死亡保険金受取人の故意により死亡したとき
- ◇その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき
- ◇戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(※2)
 - (※1)精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。
 - (※2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。

■保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金の支払事由に該当した場合

■保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合

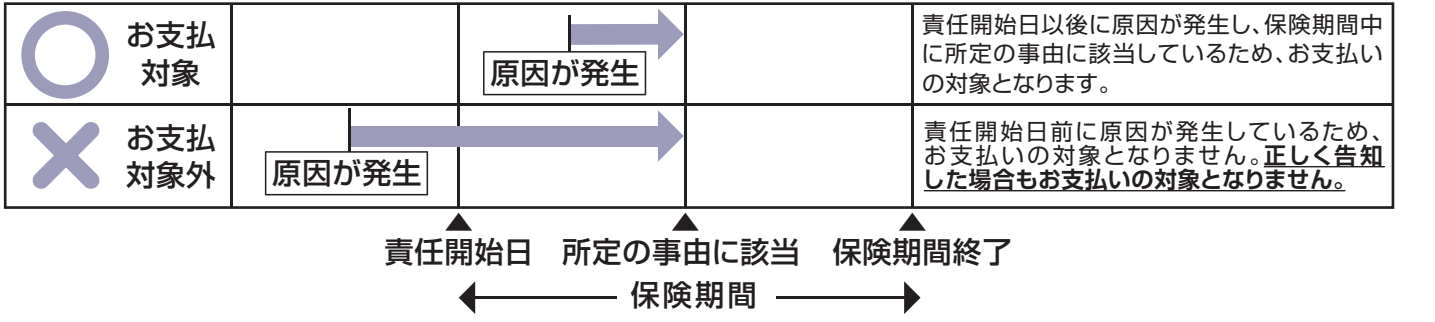
■支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合

■加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金の不法取得目的、他人に保険金を不法取得させる目的があって保険契約の全部または一部が無効になった場合

■その他、お支払いできない場合

- ◇責任開始日より前に発病していた病気(※3)、または発生したケガ・障害を原因として所定の高度障害状態に該当したとき(下記の例参照)
 - (※3)「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。
 - ・医師の診療を受けたことがある。
 - ・健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)を受けたことがある。
 - ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人(主たる被保険者)が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

例



2. 脱退による返戻金や満期による保険金について

■この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

3. 保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
 - 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入の保険金額等が削減されることがあります。
- 詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

4. 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(一般社団法人生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

----- ここまでがご注意いただきたいこととなります -----

契約者および生命保険会社の個人情報の取扱い

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者(被保険者)および死亡保険金受取人の個人情報(氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等)〔以下、個人情報〕を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用^(※1)します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス^(※2)の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス^(※2)の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

(※1)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

(※2)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

【東芝保険サービス株式会社の個人情報の取扱い】

当社は保険会社等の取引先の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのお客さまへのご提供等、当社業務の遂行に必要な範囲内で、かつ適法、公正に利用します。また、当社は複数の保険会社と取引があり、取得した個人情報を取引のある他の保険会社の商品・サービスをご提案するために利用させていただくことがあります。詳細は、当社のホームページをご覧ください。
(<https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/privacy.htm>)

「生命保険料控除証明書」の送付について

同封の「生命保険料控除証明書」は令和5年1月～令和5年12月の一年間の払込保険料額を証明する書類です。

7月以降のご退職者の方は、同封されておりません。

11月上旬より順次で自宅に郵送いたします。

年度末の所得税年末調整、または、令和6年2月中旬～3月中旬の
保険料控除の確定申告に使用します。

見 本

生命保険料控除証明書 (一般・介護医療用)

令和 5 年度分 適用制度：新生命保険料控除制度

被保険者名 トウシバ タロウ 様

被保険者番号	保険種類	保険期間(保険料払込期間)
*****	団体定期保険	1 年

令和 5 年 1 月から 令和 5 年 12 月までの保険料払込額を証明します。

一般	一般生命保険料 (A)	配当金 (相当額) (B)	一般証明額 (A-B)
	61,924 円	23,799 円	38,125 円

介護医療	介護医療保険料 (C)	配当金 (相当額) (D)	介護医療証明額 (C-D)
*****	*****	*****	*****

団体番号 0712111-020
契約者名 株式会社 東芝 (団体名)

契約日(更新日) 令和 5 年 1 月 1 日 加入日 平成 17 年 1 月 1 日

支払方法 年一括 支払状況 令和 5 年 12 月分までお払込済 払込継続中

(注)令和4年1月1日～令和4年12月31日の
期間の配当金で、令和5年3月にお支払い
したものです。

上記のとおり証明いたします。

証明日 令和 5 年 8 月 10 日 第一生命保険株式会社

「ご参考」欄は 12 月分まで保険料をお払込みいただいた場合、
または既に脱退されている場合の申告内容です。

一般	年間一般生命保険料 (a)	配当金 (相当額) (b)	一般申告額 (a-b)
	61,924 円	23,799 円	38,125 円

介護医療	年間介護医療保険料 (c)	配当金 (相当額) (d)	介護医療申告額 (c-d)
	0 円	0 円	0 円

(注意) ・この証明書は所得税控除申告以外には使用できません。
・この証明書の記載事項を訂正した場合は無効です。

※記載のある数字は見本であり、実際の金額とは異なります。

ご注意：控除証明書の再発行はいたしかねますので、大切に保管してください。

＜保険期間の途中で退職された方について＞

- 残余保険期間の保険料相当額を一括して払い込んでいただきますが、制度上、控除証明書には在職中の保険料のお支払方法を前提として以下のように記載していますのでご了承ください。

【例】控除証明書を8月中旬に発行した場合
お支払方法：月払 お支払状況：5年7月分までお払込済 払込継続中

- 控除証明額については、(ご参考)の「一般申告額(a-b)」をご確認ください。

よくあるお問い合わせ

せいめい(生命)保障プランのお申込みについて

Q1.銀行口座の登録・変更は？

A.同封の「振替口座のご案内」をご提出ください。

Q2.配偶者の新規加入はできますか？

A.新規加入はできません。

Q3.約款順位とは？

A.被保険者の戸籍上の配偶者、戸籍上の子(子が死亡している場合には、その直系卑属)、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位。該当順位の続柄の方がいない時は次順位となります。なお、同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。

Q4.保険期間の途中での減額・脱退はできますか？

A.毎年1回、1月1日更新日付のみの取扱いです。この機会に提出漏れのないようご注意ください。

「控除証明書」について

Q1.控除証明書はいつごろ届きますか？

A.今回のご案内一式に同封しています。年末調整、令和6年の確定申告用です。申告手続きは令和6年2月中旬～3月中旬ごろです。

※紛失しないよう、大切に保管ください。7月以降のご退職者の方は、同封されておりません。11月上旬より順次ご自宅に郵送いたします。

「加入者証」について

Q1.加入者証はいつごろ届きますか？

A.令和2年1月1日(更新日)より加入者証についての取扱いが変更となりました。

同封しております『東芝保険制度「せいめい(生命)保障プラン」ご加入内容確認書兼ご加入予定票』をご確認ください。

保障内容に変更が無ければ自動継続となり、本資料が次年度の加入者証の代わりとなります。

保障内容を変更した方は、本資料と変更申込書(お客様控え)を合わせてお手元に保管ください。

なお、webサービス「TISCOT」からもご加入内容を確認いただくことが可能です。

「保険金額」「保険料」について

Q1.保険料の払い込み方法は銀行口座自動引落しだけですか？

A.原則として銀行口座自動引落しのみのお取扱いとなります。例外として諸事情により引落不能になった方は別途お振込にて、お払い込みいただく場合があります。

令和6年3月末日までに送金がない場合、令和6年1月1日に遡り、本制度から脱退となります。

Q2.保険料の分割払いはできますか？

A.できません。

Q3.保険金額の増額は？

A.できません。

Q4.本人500万円未満の保険金額はありますか？

A.最低保険金額は500万円です。ただし、すでにご本人様で300万円以下でご加入の方は、現行保険金額で継続可能となります。

Q5.継続できるのは、何歳までですか？

A.満75歳6か月を迎えた保険期間の最終日まで継続できます。

「配当金」について

Q1.配当金はいつ頃出ますか？

A.配当金がある場合、翌年3月にご登録の口座へ振り込みます。

Q2.配当金はどのくらい？

A.毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。配当金額は、加入者数・支払保険金額の多寡や配当率により変動し、0(ゼロ)となる場合もあります。

配当還元率は令和4年度約38%、令和3年度約33%、令和2年度約35%でした。

記載の配当還元率は過去の実績であり、将来の配当水準を示すものではありません。剰余金がない場合は支払われません。(配当還元率とは、配当金額を年間払込保険料で割ったものです。)

「保険金請求」について

Q1.入院、病気、ケガをした場合も請求できますか？

A.請求対象にはなりません。死亡または高度障害の場合にお支払いする保険です。

保険金請求が発生しましたら、
せいかつ・せいめい119番 0120-25-8892 までご連絡ください。

第一生命お問い合わせ先

保険金請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。ご加入内容から、支払事由に「該当するのでは？」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部

(団体保険総合受付フリーダイヤル)

☎ 0120-709-471

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金をもれなくご請求いただくために、被保険者様およびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約へのご加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。

その他のお問い合わせ先

■当パンフレット(制度内容・ご注意いただきたいこと)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、表紙の団体名と団体番号【0712111】をお伝えください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部

(団体保険総合受付フリーダイヤル)

☎ 0120-005-328

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)